

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産祝金支給事業 対象者：引き続き6ヶ月以上当町に住民登録をしている方が出産したとき 内 容：児童の誕生を祝福するとともに、児童の健全な育成に資することを目的として、祝金を支給 第1子：5万円 第2子：10万円 第3子以降：20万円 問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0279-68-2111
	小中学校入学祝金支給事業 対象者：本町の住民基本台帳に記載されている者が小中学校等に入学したとき 内 容：学校教育法に基づき設置された小学校及び特別支援学校の小学部又は法に基づき設置された中学校、特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程に入学する児童生徒の保護者に対し支給 ・小学校 入学者一人につき3万円の支給 ・中学校 入学者一人につき8万円の支給 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	予防接種費用の各種支援事業 内 容：以下の予防接種の費用を補助 ・おたふくかぜ（満1歳～就学前の子ども）全額補助(1回) ・インフルエンザ（乳児～高校3年生相当の方及び妊婦の方）上限 3,500円 ・風しん（平成2年4月以前生まれの方）上限 単抗原3,000円／混合5,000円 問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021
	不妊治療費助成事業 対象者：1年以上町内に居住する夫婦 内 容：一般不妊治療（人工授精など）、特定不妊治療（体外受精・顕微授精など）にかかる費用の一部を助成。補助金額は、年度内100万円を上限。（県の助成を受ける場合は、その助成額を減じた額） 問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021
	安心出産・宿泊支援事業 対象者：1年以上町内に居住する妊婦と付添者 内 容：町外医療機関で出産する際に、出産予定医療機関近くの宿泊施設等で宿泊して待機する際の宿泊交通費の一部を補助。（産前・産後共に支給対象） 問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021
	子育て支援金支給事業 対象者：4/2現在本町に住所を有する、年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者 内 容：年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者に対して子育て支援金を支給し、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに安心して子どもを産み・育てられる環境を整え、子育て世代の人口定着に繋げる。 ・1歳に達する年度：3万円／年 ・2歳に達する年度：3万円／年 問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0279-68-2111
	遠距離幼児保育所通所費補助事業 対象者：保育所・こども園・療育施設の通所距離が3km以上の幼児世帯で3kmを超える部分の交通費及び交通機関の利用できない地域については、これに準じて算定した額を対象とする。また、町外の施設で通所により療育訓練など 内 容：広大な面積を有する農山村であり、通所範囲も広く、その通所方法及び経路においても困難を克服し通所しているので、これら遠距離通所児の通所費について、町がその一部を補助することにより、保護者の負担を軽減するとともに、幼児保育の円滑な運営に資することを目的とする。 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111

分類	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	給食費の無料化 対象者： 町内のこども園・小学校・中学校に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者 園児・児童・生徒 並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方 内 容： 中学校卒業までの給食費無料化を実施 問合せ： 《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	町外小中学校等給食費補助金交付事業 対象者： 町外の学校等に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者 園児・児童・生徒 並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方 内 容： 町内の学校等の給食費無料化に併せ、町外の学校等に就園・就学する子供の保護者が負担する学校給食費に対し、補助金を交付する。補助金額は、補助対象者が現に負担している給食費と町が定める給食費の納付年額を比較し、いずれか少ない方の金額 問合せ： 《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	高校生等通学定期代補助金交付事業 対象者： 学校教育法に定める高等学校、法に定める町外の小学校又は中学校もしくは中等教育学校に通学する児童・生徒の保護者。当該高校生等及び保護者がともに東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方 内 容： 通学定期券の購入金額を合算して1か月当たり5,000円以上となる場合に、超えた金額にかかわらず、1か月当たり1,000円の補助金を交付 問合せ： 《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	奨学金 対象者： 町に生活の拠点を有する高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に就学する方で日本学生支援機構その他の奨学制度により学資の給与・貸与を受けていない方 内 容： 経済的理由により就学するのが困難な方に、奨学金を無利子で貸付 問合せ： 《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	入学準備金 対象者： 高等学校や大学等へ入学する子をもつ保護者を対象 内 容： 高等学校や大学等へ入学するために要する費用の貸付 高等学校・・・20万円以内 大学など・・・50万円以内 問合せ： 《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	英語検定及び漢字検定受験料補助事業 対象者： 町に生活の本拠を有する児童又は生徒が受験した場合、検定料を補助 内 容： 英語検定又は漢字検定それぞれの検定において、児童生徒1人につき当該年度内に1回とする。補助額は受験した級の額とする。 問合せ： 《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	チャイルドシート等購入費補助金 対象者： 町内に住所を有する者（本町において生活実態のない者を除く。）で国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシート等（中古品は除く。）を購入した者。（同一乳幼児等に対しての補助は1台限り）6歳未満児（平成31年4月1日以降に生まれた乳幼児）を対象とする。 内 容： チャイルドシート等本体購入価格（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）を補助。 ・限度額：20,000円 問合せ： 《総務課 安全対策係》 TEL：0279-68-2111

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	住宅新築改修等補助事業(住宅の新築・改修・修繕・増築等) 対象者：・町内に建築された住居の所有者または使用者 ・町内に本社・本店を有する事業者に依頼して、自ら居住するための住宅の新築・改修・修繕・補修・増築工事を行う方 ・町税の滞納のない世帯に属している方 ・東吾妻町に住民登録を行っている方 内 容：○補助対象工事 ・対象者が自ら居住するための主たる住宅の新築・改修・修繕・補修・増築工事で、その工事費用（補助対象事業費）が20万円以上であること ・東吾妻町が行う他の補助制度などを受ける部分については補助金の交付対象とはしません。また、備品購入費は補助金の対象にはなりません ○補助金の交付 ・補助金の交付額は、補助対象事業費の10%以内で、30万円を限度とします（千円未満切捨） ・補助金の交付は、同一年度に1回限り。（ただし、過去6ヶ月以内に本補助金の交付を受けていないこと） 問合せ：《まちづくり推進課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111
	勤労者住宅建設資金利子補給（住宅の新築に関する融資等） 対象者：町内に住宅を新築した勤労者で、その建設資金を融資機関（銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合・生命保険会社・共済組合など）から借り入れた方 内 容：○対象になる住宅：床面積の総数が240平方メートル（72坪）以下の専用住宅で、申請する勤労者の生活の本拠になっているもの ○利子補給額：融資機関からの借入金のうち1年間に支払う利子に対して、最高10万円を補給します。交付の期間は1年です 問合せ：《まちづくり推進課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111
	結婚新生活支援補助金 対象者：・結婚を機に村内で新たに生活を始める新婚夫婦 ・直近の夫婦の所得額が500万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除） ・他の公的な家賃補助等を受けていないこと ・婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること （その他の要件あり） 内 容：30万円を上限に、住居取得費、アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引っ越し費用等を助成する。（夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円） 問合せ：《企画課 定住促進係》 TEL：0279-68-2111

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	定住促進事業住宅取得奨励補助金
	対象者：40歳未満の人、またはどちらかが40歳未満の夫婦で下記の（1）～（3）に該当する人 （1）当該年度中に、新築または中古住宅（空き家を含む）を取得すること （新築住宅の場合は着工日、中古住宅の場合は売買契約日とする） （2）補助対象者および同一世帯者全員に町税の滞納がないこと （新規転入者においては、納付すべき市区町村民税などの滞納がないこと） （3）定住する地区の行事に積極的に参加できる者 内 容：若者や若者夫婦世帯の定住促進などを図るため、新たに住宅を取得する経費の一部を補助します。補助金額は、下記の基本補助額と加算補助額の合計額とし、150万円を上限とします。 ただし、中古住宅を取得の場合の補助金額の合計額は、80万円を上限とします。 （1）基本補助額（千円未満切り捨て） ・新築住宅（町内業者が施工）…取得価格の1／20以内で上限100万円 ・新築住宅（町外業者が施工）…取得価格の1／40以内で上限50万円 ・中古住宅…取得価格の1／40以内で上限30万円 （2）加算補助額 ・子育て世帯…子ども1人につき20万円 ・夫婦のうちどちらかが、町内事業所に勤務…10万円 ・新規転入者…10万円 ・山村振興法に基づく、振興山村として指定されている地域に住宅を取得…10万円 ※子育て世帯：出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子を扶養している世帯のこと ※新規転入者：転入前3年以上ほかの市区町村に住民登録されている者で、平成30年4月1日以降に転入しようとする者 ※振興山村指定地域：旧東村、旧岩島村、旧坂上村 問合せ：《まちづくり推進課 地域振興係》 TEL：0279-68-2111
	空き家バンク
	対象者：空き家を利用して本町に移住を希望する方 内 容：空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希望する方に情報を提供（※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う） 問合せ：《企画課 定住促進係》 TEL：0279-68-2111
	空家除却費補助金事業
	対象者：登記簿謄本若しくは家屋評価証明書に記載されている空き家の所有者。 内 容：対象住宅：個人が所有する戸建住宅であり、5年以上空家であること。 対象工事：主たる建築物、またそれに付随する工作物の解体撤去及び処分に係る工事等。 施工業者：群馬県又は国土交通省から土木・建築・大工・解体業のいずれかが許可を得ている町内業者。 補 助 率：補助事業に要する費用の3分の1（上限50万円） 問合せ：《建設課 都市計画係》 TEL：0279-68-2111
	町営住宅
	対象者：住宅に困窮しており、町での居住を考えている方 主な要件：現に同居し、または同居しようとする親族があること。 公営住宅法施行令に規定する収入が158,000円以下であること。 住宅に困窮していることが明らかなこと。 内 容：町営住宅の概要はHPで公開（設備、間取り等） 問合せ：《建設課 管理係》 TEL：0279-68-2111

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	空き店舗利活用支援事業 対象者：空き店舗を3年以上継続利用し、自ら運営する事業で昼間の営業が週4日以上であり、直接客が店舗に来る事業。 内 容：空き店舗を商業施設等として利用する新規出店者に出店のための支援を行い、商店街のにぎやかさの創出と活性化を図る。 ・空き店舗修繕支援 補助率2/3 上限 50万円 ・空き店舗賃貸料補助 補助率2/3 上限 月5万円（事業開始から3年間） 問合せ：《まちづくり推進課 商工観光係》 Tel：0279-68-2111
	起業支援補助金交付事業 対象者：50歳未満の者が新たに設立した法人 内 容：町内で町民の生活に直結するもの、町の活性化又は地域振興に資する起業に対して補助金を交付します。 1年目：補助対象経費の2分の1以内の額で、上限100万円 2年目： 〃 2分の1以内の額で、上限50万円 3年目： 〃 2分の1以内の額で、上限25万円 問合せ：《まちづくり推進課 地域振興係》 Tel：0279-68-2111
その他	お試し移住事業 対象者：町外に住む方で東吾妻町に移住・二地域居住を検討している方 内 容：一定期間、町の気候風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、お試し移住用住居を貸し出す。 ・利用期間：最長7泊 問合せ：《企画課 定住促進係》 Tel：0279-68-2111
	移住サポーター設置事業 対象者：本町に移住を考えている方 内 容：移住サポーターが相談業務や現地案内など、移住・定住に関することについて総合的にバックアップします。 問合せ：《企画課 定住促進係》 Tel：0279-68-2111